

脇山玄海町長の「文献調査」受け入れを糾弾する！

2024年5月10日、佐賀県玄海町の脇山町長は、町議会での文献調査受け入れ請願の採択を受け、高レベル放射性廃棄物最終処分場の第一段階となる「文献調査」の受け入れを表明した。

この表明に至る過程を見ると、4月15日に町内の3団体（旅館組合、飲食業組合、建設関係の防災対策協議会）から文献調査受け入れの請願が出されたことから急速に進んだ。

その後、わずか11日間で4月26日に請願が採択された。そして経産省資源エネルギー庁の担当者が玄海町を訪れ経産相の文書を手渡し、5月10日の「文献調査」の受け入れ表明に至った。まさにシナリオ通りの出来レースと言わざるを得ない。

その間、住民への説明は何ら行われていないのだ。

反原発活動を続けている有志の人々で、NTTに登録されている玄海町民の知り合い824人の方々に電話かけをし、回答された111人中「住民に知らされていない。」との声が80%に上った。「わずか10人の議員が勝手にやっている。」「最終処分場なんて絶対反対。」など、怒りの声が上がっているのだ。



(5月2日玄海町長へ「文献調査」を受け入れるなどの申入れ)

請願を出した3団体の言い分は「旅館や飲食業は原発作業員の減少で経営が苦しい。」「最終処分に至る道筋を考えるのは立地自治体の責務だ。」「最終処分は必ずしなければならないので全国的な議論の起爆剤になるのが今回の目的で交付金は必要ない。」「文献調査は第一段階で最終処分場建設に至らないこともある。」などであるが、これらは全くの詭弁であると言わざるを得ない。

2017年に国が公表した科学的特性マップでは、「町内で石炭の埋蔵可能性があり、ほぼ全域で好ましくない特性がある地域」とされている。にもかかわらず、経産省とNUMOは玄海町の受け入れ表明を歓迎すると言明した。これではどの自治体でも調査を受け入れれば20億円転がり込むことになりかねない。

玄海町議員の面々は、「今、金が欲しい」、「原発や最終処分場があることで住民の不安が増してもそれはその時の住民が考えればいい。」と思っているのではないだろうか。「金だけ、今だけ、自分だけ」の議員が約5000人の町民の暮らしを左右することが許されていてははずがない。更に近隣の市町村、10km圏内の唐津市、30km圏内の福岡県糸島市、60km圏内の福岡市などにとっても他人ごとではない大きな影響を受けることになる。

そもそも原発や今回の最終処分場問題が立地自治体と県だけの考えで決められる現行の制度がおかしいのであって周辺市町村の意思を十分に尊重すべきである。

ひとたび原発事故が起これば、また300mより深くに埋めた場所が大地震に襲われれば、その影響は立地する玄海町にとどまらず、九州一円にとどまらず、西日本全体に及ぶことになる。

脇山玄海町長は文献調査受け入れを撤回せよ！！

(A)

4月28日第10回定期総会報告

総会に先立って、先日逝去された会員の今村恵美子さんを偲んで黙とうをささげた。

議長に樋口一明さんを選任して議案審議を行い、全ての議案が提案通り承認された。

総会后、脱原発ネットワーク・九州 深江守さんを講師に、『能登半島地震と原発について』と題して、能登半島地震によってまた明らかになった原発の危険性について話をしていただいた。

使用済み核燃料(核のごみ)を処理するとされている青森県六ヶ所村の再処理工場は、27回も完成延期を繰り返し着工から31年たった今も未 completion。話の中でとりわけインパクトがあったのは核のゴミのガラス固化体ができないこと、日本の技術ではガラス固化体を作ること不可能なことなど話していただいた。行き場のない使用済み核燃料は1万9千トンを超える。最終処分するというガラス固化体ができない以上、使用済み核燃料はたまり続ける。すぐに原発を止めないといけなないと思いを新たにされた。

(深江さんは九電消費者株主の会の事務局長で、現在、九電カルテル株主代表訴訟の原告団長として、当時の取締役に対して「カルテル行為によって会社に本来支払う必要のなかった課徴金など約29億円の損害を与えた」として、その賠償を求める裁判を2023年10月12日に起した。2月15日に第1回公判が開かれている。) (M)

第10回定期総会に参加して

チェルノブイリ原発の事故があった1986年頃、反原発運動は活発だった。子ども達の将来の為に、必死の署名活動、デモや集会への参加など運動に希望があった。

しかし、それは、よその国の事で日本の原発は大丈夫だと信じていた事もあり、裏切られたような気がしたのかも知れない。

36年後の今、ありえない戦争や原発事故、地震などがあり、どうしようもない現実に反対運動してもむなしさを感じる。それでも、反原発運動などを続けている個人、団体の方たちが続けられていることに希望を感じている。その一つが「東区から玄海原発の廃炉を考える会」で、今まで、事務局の方からいろんなお知らせメールをいただいていたが、内容を他の人も伝えなくてはいけないのではないかと考え、共感してくれる友人に転送したりしていた。

今回の玄海町の核のごみ最終処分場「文献調査」の受け入れをしないよう電話やFAXを「電話したよ」と3人がしてくれた。このような小さな喜びを、少しでも増やしていきたいと思う。

会の皆さんは、老いを日々感じながらも気持ちは若いままであろう。多くの課題を抱えて運営されている。私は、昔みたいに熱意はなくとも、参加することはできると思い今回の総会で会員になった。

総会後の講演は「能登半島地震と原発について」脱原発ネットワーク・九州の深江守さんの話を興味深く聞いた。専門用語や数値など私には理解できないところもあったが、原発を止めない限り、永久に核のごみが増え続けることは分かった。

日本のどこかに最終処分場は必要なのであろうが、地震国の日本にはどこがあるのだろうか。考えると絶望しかない。 (SB)

《裁判闘争報告》

◎福島原発被害者救済国家賠償請求九州訴訟

①4月16日(火) 第1陣第8回控訴審

- ・控訴代理人八木弁護士が、西南大学伊東准教授の意見書「避難者の精神的苦痛に関する研究結果について」をもとに、福島第一原発事故による避難が避難者に与えた精神的苦痛について意見陳述した。
- ・控訴代理人吉田弁護士は、「避難の相当性」について意見陳述し、1審において被告国や被告東電が原告らの避難には「避難の相当性」がないというのであれば、国や東電は積極的に原告らの避難が不合理であることを反証すべきだと陳述した。
- ・また、控訴代理人池上弁護士は、証人申請している元双葉町長井戸川克隆氏の証人尋問の必要性について「福島第一原発事故後の経過や放射性物質の放出状況などについて最も詳しく知る立場にあった」と意見陳述し、証人採用を求めた。
- ・次回控訴審は、11月13日(水)14:30～ (福岡高裁 101号法廷)

②4月18日(木) 第2陣第5回公判

- ・八木弁護士が西南大伊東准教授の意見書「避難者の精神的苦痛に関する研究結果」について、池上弁護士が「被告国の責任」について意見陳述した。・次回は6/20(木)進行協議(非公開)

◎4月24日(水)玄海原発第9回行政訴訟・第10回全基差止控訴審

- ・第9回行政訴訟は、鳥栖市議の原告牧瀬昭子さんが意見陳述を行った。

「夫婦でたこ焼き屋をしていたが、福島第一原発事故後、原発の講演会や原発反対の集会デモに参加し、鳥栖へ避難してきた方や反原発や平和活動をしてこられた方に出会った。そして、原発を止める活動とともに福島へ無農薬栽培の野菜を送ったり、原子力避難計画を鳥栖市で作る必要があると意見書を出したり、原発を止めて再生可能エネルギー100%のまちを市民で作っていったドイツのシェーナウのドキュメンタリー映画の上映会を開いたりしてきた。私は原発を止めるために鳥栖市議会議員になった。原発が止まるまで『原発を止めて下さい』と言いつけます。」と時折声を詰まらせ、切々と訴えられた。

※牧瀬さんの素晴らしい意見陳述に傍聴席から大きな拍手が巻き起こった。

久留島裁判長は即座に「静粛にきなさい」と金切り声を上げ、傍聴席のひんしゆくを買った。

- ・第10回全基差止は、熊本県山都町議の原告西田由未子さんが意見陳述を行った。

「多くの反対の中、2015年8月川内原発が再稼働された。山都町議会に働きかけ、九電に2回の説明会を開かせた。地震発生の危険性を再三訴えたが、九電は『1000年に一度位の可能性しかない、心配いらない』の一点張りだった。しかしながら、その後1年もたたない2016年4月震度7の熊本地震が起こった。断層上の家はひっくり返り、アスファルトの道はぐちゃぐちゃになり、逃げられない現実がそこにあった。今なお、福島原発の緊急事態宣言は解除されていない。玄海原発で福島原発のような過酷事故が起これば、九州全体、日本列島全体が放射能で汚染される。全ての原発を一刻も早く停止し、廃炉にするよう。」訴えた。

※西田さんの意見陳述後も大きな拍手が起こり、またしても裁判長が注意した。

- ・前回上岡直見氏の「避難計画に関する陳述書」を出したが、今回出した控訴人多田正(ペンネーム上岡直見)氏本人の尋問申請に対して、次回九電が意見書を出すと表明した。
- ・次回控訴審は、7月3日(水)14:30～ (福岡高裁 101号法廷) (M)

日中平和友好 不再戦の想いの訪中

4月23日～27日まで（私は28日にネットと当会の総会開催のため一日早く帰国し、団としては28日までの日程）、「九州自治体議員平和友好訪中団」として、北京・南京を訪問してきました。

23日中国へ。24日、中華人民共和国外交部を表敬、北京市亦荘自動運転弁公室、北京市規劃展覽館、程永華副会長（元駐日大使）表敬および中日友好協会主催の歓迎宴。25日、華語シンクタンク主催の意見交換会、中国人民抗日戦争記念館・盧溝橋視察、中国国際友好連絡会の歓迎宴。

26日、侵略日軍南京大虐殺遭難同胞記念館視察、江蘇省人民代表大会常務委員会表敬・議事堂見学および迎賓館で歓迎宴。27日、朝4時半に起床し、新幹線で上海へ移動して午後の便で帰国。

今回初めての中国訪問でした。一日早く帰国することもあり、団の皆さんとは別に26日に記念館をじっくり訪問視察させていただくことができました。

前日の北京の中国人民抗日戦争記念館でも、残虐な写真などたくさんありましたが、南京の記念館は実際の遺骨の展示もあり、更に詳しく当時の様子がわかる展示が多く、日本軍の残虐さは酷すぎて吐き気もあり、倒れそうにもなりました。印象深いことは、妊娠7カ月の女性が日本兵に襲われ、抵抗したために38か所も刺され、自分のいのちは辛うじて助かったもののお腹の赤ちゃんは死んでしまった。どんなに辛かったことか、自分事と思ったら耐えられない気持ちで涙が溢れ出しました。しかし、その女性は90歳くらいの時に、国家レベルでの公祭および記念行事で、次の時代を担う若者たちに向けて、事実や歴史は記録するべきだけど、恨みは残してはいけない。戦争を体験したからこそ永久の平和を求める大切さを語られています。習近平国家主席も同じことを国民に向けて語っています。また、記念館の一角に紫金草の花を持った少女の像があり「むらさき花だいこん」（紫金草物語）の絵本と平和を唱える歌があることを教えていただきました。陸軍薬劑科少将であった山口さんが、廢墟の間に力強く咲く紫色の花に心引かれ、種を日本に持ち帰り広げたことが絵本や歌につながっています。平和を願い日中両国をつなぐいのちの種とその物語を、私も伝えていきたいと思っています。

経済大国の中国とアジアでの協力関係は、経済力を落としている日本にとって大事なことです。「台湾有事は日本の有事」などと政府は国民を煽り、大切な税金を防衛費に使う口実にして、軍需産業に多額の税金を流しています。博多港も特定利用港湾として、海上保安庁や自衛隊が訓練しやすい港にしています。争うための準備ではなく平和のために交流をし、友好関係を強固にすることが重要。戦争を起こさせない政治となるよう、更に強く声をあげなければと思います。

【編集後記】

◇福島第一原発『放射能汚染水の海洋投棄』を許してはなりません。

多くの国民、福島県自治体の反対、とりわけ福島県漁連との約束を反故にして、政府・東電は昨年8月から『放射能汚染水の海洋投棄』を始めました。そして、昨年(2023年)度は4回で32000トン海洋投棄しました。2024年度は昨年度の1.8倍の7回55000トン海洋投棄する予定です。

- ・1回目 2024年4月19日～5月7日実施(7800トン)
- ・2回目 2024年5～6月予定(7800トン)
- ・3回目 2024年6～7月予定(7800トン)
- ・4回目 2024年7～8月予定(7800トン)
- ・5回目 2024年8～9月予定(7800トン)
- ・6回目 2024年9～10月予定(7800トン)
- ・7回目 2025年2～3月予定(7800トン)

◎7/5(金)10:00～ 川内原発行政訴訟控訴審（福岡高裁101号法廷）

- ・原子力規制庁の櫻田道夫氏と安池由幸氏の証人尋問
- ・公判後報告集会（福岡県弁護士会館）